

福島県民間団体企画提案事業 実施要領

1 目的

本事業は、地域の特性を生かした自主的な子育て支援や少子化対策の活動を促進するため、民間団体の取り組みを支援するものである。

具体的には、多様なニーズに対応した子育て支援や少子化対策の企画を募集し、優秀な企画を提案した団体に対して補助を行う。

2 補助対象となる事業者

(1) 次の要件をすべて満たし、かつ、県内に活動拠点を有する団体とする。法人格の有無は問わない。なお、複数団体の共同実施による応募も可能とする。

ア 継続的に子育て支援又は少子化対策の活動を行っている、または行う計画がある団体であること。

イ 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができる団体であること。

ウ 規約等を持ち、総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確である団体であること。

エ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていない団体であること。

オ 暴力団またはその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 企画提案の内容

(1) 募集する事業

次のア～ウのいずれかに該当する事業とする。

ア 地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援事業

イ 子育て相談事業

ウ その他地域の実情に応じた少子化対策や子育て支援事業で県が必要と認めた事業

(2) 経費

補助対象経費は、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、人件費等とし、原則として領収書等で支出を確認できるものとする。

なお、団体等の運営や維持のための経常的な経費（パソコン等の備品購入費等）や個人に対する金銭給付については、対象外とする。

(3) 事業実施期間

補助金交付決定の日から平成26年3月31日までとする。

4 補助金等

(1) 補助金額

1事業あたり50万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(2) 補助率

10/10とする。

(3) 補助事業の件数

予算の範囲内で5件程度を採択する。

5 提案受付

(1) 募集期間

平成25年4月12日（金）から5月14日（火）午後5時15分まで（郵送の場合は必着）

(2) 応募方法

所定の応募書類を、下記の応募先に郵送または持参により提出する。

(3) 応募書類（書類は返却しない。）

ア 民間団体企画提案事業企画提案書（様式1） 1部

イ 団体の概要（様式2） 1部

- ウ 定款または組織運営に関する規則（会則等）の写し 1部
- エ 直近の事業報告書及び収支決算書の写し 1部
- オ 団体の日頃の活動状況が分かる資料 1部

(4) 提出先

〒960-8670
福島県福島市杉妻町2-16（福島県庁西庁舎7階）
福島県保健福祉部子育て支援課
電話番号：024-521-7198

6 補助対象者の選定

(1) 選定方法

提案された企画提案書等に基づき、採択委員会での審査を経て事業を採択する。
なお、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 審査基準

ア 運営管理面

実施体制、事業計画、経費見積りなどから、実現可能で安定的な事業展開ができるか。

イ 事業内容面

目的を達するために必要な工夫やアイデアなどが盛り込まれているか。

(3) 審査内容については、公表しない。

(4) 審査結果は、応募のあった全ての団体に通知する。

7 補助金の交付

県は、前条の審査により決定した事業実施主体に対し、福島県民間団体企画提案事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。

補助対象経費には、業務終了後の報告書の作成及び送付に係る経費も含まれる。

8 補助金の支払

補助金は、原則として事業が完了し、県が履行を確認したうえで支払う。ただし、業務の遂行上必要がある場合は、概算払いを行うことができる。

9 その他

(1) 企画提案に当たっての費用は、各企画提案団体の負担とする。

(2) 企画提案に関して、著作権等の問題が生じた場合は、県は責任を負わない。

(3) 次の場合は失格とする。

ア 事業実施主体の要件を満たさなくなった場合又は事業実施主体の要件を満たさないことが判明した場合

イ 企画提案書類やその内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) この要領に定めのない事項が発生した場合は、県と企画提案団体とで協議して決めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月12日から施行する。